

第136回米子市農業委員会農地部会議事録

招集年月日 平成28年7月7日(木)

招集場所 米子市役所旧庁舎 603会議室

開 会 午後1時30分

出席委員 1番 佐々木 知俊委員 2番 田口 正廣委員 3番 高橋 敦美委員 4番 田邊 雄一委員
5番 遠藤 泰三委員 6番 安田 浩史委員 7番 生田 英夫委員 8番 大縄 敬次委員
9番 仲本 悟委員 10番 伊塚 定弘委員 11番 泉 新一委員 12番 大東 清彦委員
13番 林原 成子委員 14番 森田 正敏委員 16番 足立 寛隆委員 17番 松林 貢委員(部会長)

欠 席 15番 中本 公平委員

事務局 高西会長 池口事務局長 宅和係長 河野主幹 山本主幹 長谷川主任

日 程 1 農地法各条申請地現地調査
2 部会長あいさつ
3 議事録署名委員の指名
4 議事
(1) 農地法各条申請審議等
ア 第16号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について
イ 第17号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について
ウ 第18号 米子市農用地利用集積計画の決定について
エ 第19号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について

5 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- (6) 農地転用現況確認書の交付について
- (7) 県農業会議会議員の事務報告
- (8) その他

議事開始 午後2時15分

議長（松林委員）

そうしますと、第136回の農地部会を開催したいと思います。

はじめに、議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

それでは、議席番号8番の大縄委員さんと議席番号9番の仲本委員さんをお願いしたいと思います。本日は、葬儀のため中本委員さんが欠席です。

それでは審議に入ります。初めに3ページ議案第16号をお願いいたします。農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

4ページ番号6の富益町について審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局（山本主幹）

失礼します。番号6の富益町について説明します。詳細は議案のとおりです。本件は、農地所有適格法人である富益シルクファームが、

賃貸借で借りている農地を売買で取得しようとするものです。取得後の経営面積は392アールとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いいたします。

議長（松林委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

16番（足立委員）

作るためには非常にいいところがございますし、シルクファームさんにもどんどん作ってもらいたいなと思っています。問題はありませぬ。いいと思います。以上です。

議長（松林委員）

ただ今、事務局と地元委員さんからのご説明いただきました。これにつきましてご意見等ございませんでしょうか。

無いようですので採決をしたいと思います、異議のない方は挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、7番の淀江町小波について審議したいと思います。事務局から説明をお願いします。

事務局（山本主幹）

失礼します。番号7の淀江町小波について説明します。詳細は議案のとおりです。本件は、借りて耕作している農地を売買で取得しようとするものです。取得後の経営面積は144アールとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いいたします。

議長（松林委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

13番（林原委員）

20年近く耕作しておられます。この度、売買により取得しようとするもので、許可要件には問題ないと思われます。よろしく申し上げます。

議長（松林委員）

ただ今、事務局と地元委員さんからのご説明いただきました。これにつきましてご意見等ございませんでしょうか。

4 番（田邊委員）

これは、価格はこんなもんか。

1 3 番（林原委員）

ただじゃいけんだろうしてことで。

議長（松林委員）

採決をしたいと思います、異議のない方は挙手でお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、5 ページ議案第 1 7 号をお願いします。農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第 5 条第 3 項において準用する、第 4 条第 3 項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

6 ページ番号 2 6 の安倍について、地元委員さんから説明を求めます。

8 番（大縄委員）

2 6 の安倍について説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は、安倍の畑で面積は 2 8 3 平方メートルです。申請人は、市内のマンションに家族 4 人で生活していますが、子どもの成長により現在の住まいでは狭くなり、申請地の近くに小学校があるなど便利などところにあることから、住宅の建築を計画したものです。土地改良区の同意、実行組合の同意もあります。申請地は、住宅や公共用施設が連たんしている区域であり、第 3 種農地と思われます。開発許可は、都市計画法第 3 4 条第 1 2 号に該当することを確認済です。転用については、特に問題ないと思われます。よろしくをお願いします。

議長（松林委員）

ただ今、地元委員さんからのご説明いただきました。これにつきましてご意見等ございませんでしょうか。

ないようですので、採決をしたいと思います。異議のない方は挙手でお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、許可申請は適当である意見を付します。

続きまして、番号 2 7 番の両三柳について審議いたします。地元委員さんをお願いします。

8 番（大縄委員）

2 7 番の議案について説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は両三柳の田で、面積は 4 1 6 平方メートルです。申請人は、市

内のマンションに住んでいますが、両親の介護が必要になった際や、将来子どもが生まれたときのことも考えて、申請地に住宅の建築を考えたものです。土地改良区の同意、隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意もあります。申請地は、住宅や公共用施設が連たんしている区域に隣接する区域内にあり、その規模が10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地に該当すると思われます。開発許可は、都市計画法第34条第11号に該当することを確認済です。転用については、特に問題ないと思われます。よろしくをお願いします。

議長（松林委員）

ただ今、地元委員さんからのご説明いただきました。これにつきましてご意見等ございませんでしょうか。

ないようですので、採決をしたいと思います、異議のない方は挙手でお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付します。

続きまして、番号28番の彦名町について地元委員さんをお願いします。

2番（田口委員）

番号28番の彦名町について説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は彦名町の畑で面積は350平方メートルです。

本件は、今年の3月の農地部会で、農振除外で審議した場所です。申請人は、社宅で生活していますが、家族が増えて手狭になり、実家の土地に住宅の建築を計画したものです。実家の父が高齢であり、実家の休耕している農地も耕作する予定にしています。土地改良区の同意、隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意もあります。申請地は、概ね10ヘクタールを超える規模の農地の区域内であり、第1種農地に該当すると思われます。開発許可は、都市計画法第34条第12号に該当する見込みであることを確認済です。転用については、特に問題ないと思われます。よろしくをお願いします。

議長（松林委員）

ただ今、地元委員さんからのご説明いただきました。これにつきましてご意見等ございませんでしょうか。

ないようですので、採決をしたいと思います、異議のない方は挙手でお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付します。

続きまして、番号29番の両三柳について地元委員さんをお願いします。

8番(大縄委員)

番号29番の両三柳について説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は両三柳の畑で面積は274平方メートルです。

申請人は、市内の借家に家族4人で生活しています。手狭になってきたことから、これまでの生活圏内にある申請地に住宅の建築を考えたものです。土地改良区の同意、実行組合の排水同意もあります。申請地は、住宅や公共用施設が連たんしている区域内の農地であり、第3種農地に該当すると思われます。開発許可は、都市計画法第34条第11号に該当することを確認済みです。転用については、特に問題ないと思われます。よろしくをお願いします。

議長（松林委員）

ただ今、地元委員さんからのご説明いただきました。これにつきましてご意見等ございませんでしょうか。

高西会長

これは、どの辺かな。

8番(大縄委員)

先月にもあった自衛隊のグラウンドの裏の続きです。卸団地の裏の辺です。

高西会長

値段が高いけん。

議長（松林委員）

それでは、採決をしたいと思います、異議のない方は挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付します。

続きまして、番号30番の夜見について地元委員さんをお願いします。

事務局（山本主幹）

30番の夜見ですが、事業計画変更ということで取下げが出ております。よろしくをお願いします。

議長（松林委員）

そうしますと、番号31番について地元委員さんをお願いします。

11番(泉委員)

番号31番の両三柳について説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は夜見の畑で面積は1,795平方メートルです。当法人は、社会福祉事業を行っていますが、現在、隣接する美保中学校区には小規模多機能介護施設があり、美保中学校区、弓ヶ浜中学校区の利

用者で構成されていますが、ほぼ登録利用者が満員の状況であるため、弓ヶ浜中学校区の申請地に小規模多機能施設を計画したものです。土地改良区の同意、実行組合の排水同意もあります。申請地は、住宅や公共用施設が連たんしている区域内の農地であり、第3種農地に該当すると思われます。開発許可は、都市計画法第29条第14号に該当することを確認済みです。転用については、特に問題ないと思われます。よろしくをお願いします。

議長（松林委員）

ただ今、地元委員さんからのご説明いただきました。これにつきましてご意見等ございませんでしょうか。

ないようですので、採決をしたいと思います、異議のない方は挙手でお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付します。

続きまして、8ページ議案第18号をお願いいたします。米子市農用地利用集積計画の決定について、別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めます。今月は、利用権設定が40件ございます。

それでは、利用権設定各筆明細について、11ページ番号7-1から13ページ番号7-13まで一括して審議いたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局（宅和係長）

そういたしますと、11ページ利用権設定各筆明細について説明いたします。

11ページ番号7-1は、借受人の要望による貸付です。

番号7-2は、再設定です。

番号7-3から番号7-4は、借受人の要望による貸付です。耕作者は耕作放棄地を再生して、レンゲを作付けし、はちみつを採取する計画です。

12ページ番号7-5は、借受人の要望による貸付です。

番号7-6から番号7-8は、高齢化による経営縮小に伴う貸付けです。

番号7-9は再設定です。

13ページ番号7-10から番号7-13は、再設定です。

以上、番号7-1から番号7-13までは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろし

くお願いします。

議長（松林委員）

ただ今、事務局からの説明いただきました。これについてご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

そういたしますと採決をしたいと思います。異議のない方は挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、決定いたします。

続きまして、15ページ利用権設定各筆明細（農地中間管理権を取得する場合）について、番号7-1から20ページ番号7-27までを一括して審議いたします。事務局から説明願います。

事務局（宅和係長）

鳥取県農業農村担い手育成機構が行う中間管理権の取得についてご説明いたします。

15ページ番号7-1から番号7-4は、地権者の意向による貸付です。

16ページ番号7-5及び番号7-6は、地権者の意向による貸付です。

番号7-7及び番号7-8は、相対の契約から中間管理事業への切り替えです。

番号7-9から番号7-11は、地権者の意向による貸付です。

17ページ番号7-12から番号7-15は、地権者の意向による貸付です。

18ページ番号7-16から19ページ番号7-21は、地権者の意向による貸付です。

番号7-22は、相対の契約から中間管理事業への切り替えです。

番号7-23は、地権者の意向による貸付です。

20ページ番号7-24から番号7-27は、地権者の意向による貸付です。

今月の中間管理権を取得しようとする農地は全て、借受予定者がおられます。

以上、番号7-1から番号7-27まで、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議よろしくお願いします。

議長（松林委員）

ただ今、事務局から説明いただきました。これにつきましてご意見、ご質問等があればお願いいたします。

ないようですので決定したいと思います。異議のない方は挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、決定といたします。

続きまして23ページ、所有権移転各筆明細番号7-1について審議します。事務局お願いします。

事務局（宅和係長）

所有権移転各筆明細についてご説明いたします。

23ページ番号7-1は、近くを耕作する農家が地権者の要望もあり、規模拡大のために取得しようとするものです。取得後の経営面積は95アールとなります。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長（松林委員）

次に、24ページ議案第19号をお願いします。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について、別紙、農用地利用配分計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。それでは、25ページ番号1から29ページ番号10について、一括して審議いたします。そういたしますと、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（宅和係長）

今月の農地中間管理事業利用配分計画について、耕作者選定理由をご説明いたします。

25ページ番号1から番号3は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。

26ページ番号4は、他に耕作しようとするものがないため配分しようとするものです。

番号5から番号7は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。

27ページから28ページの番号8は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。

番号9は、他に耕作しようとするものがないため配分しようとするものです。

番号10は、他に耕作しようとするものがないため配分しようとするものです。借受期間満了後は、契約延長される予定です。

番号1から番号10までの選定理由は以上です。ご審議よろしくをお願いします。

議長（松林委員）

事務局よりご説明いただきました。他にご質問等ございませんでしょうか。

4 番（田邊委員）

1 から 1 0 まで合計面積はざっとどのくらいか。

事務局（宅和係長）

約 7. 5 ヘクタールです。

議長（松林委員）

他にないようでございますので、採決をしたいと思います。異議のない方は挙手でお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、決定といたします。

審議事項は以上でございます。続いて報告事項に移ります。

3 2 ページ（1）農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について、番号 6 から番号 7 までの 2 件を受理しております。

続きまして、3 3 ページから 3 4 ページ（2）農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について、番号 1 9 から番号 2 4 までの 6 件を受理しております。

続きまして、3 5 ページ（3）農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書の受理について、番号 9 から番号 1 8 までの 1 0 件を受理しております。

続きまして、3 7 ページ（4）非農地現況証明について、番号 3 の 1 件を証明しています。

続きまして、3 8 ページから 3 9 ページ（5）農地等の現況に係る照会に対する調査結果について、鳥取地方法務局米子支局からの地目変更登記申請に係る照会に対し、2 件を非農地である旨の回答をしております。

続きまして、4 0 ページ（6）農地転用現況確認書交付について、番号 9 から番号 1 3 までの 5 件を交付しています。

続きまして、会長に県農業会議会議員の事務報告をお願いします。

高西会長

（鳥取県農業会議会議員の事務報告）

事務局（宅和係長）

（事 務 報 告）

議長（松林委員）

そうしましたら、この一年間、農地部会の運営につきましてご協力いただきありがとうございました。第136回の農地部会を終了させていただきます。ありがとうございました。

閉 会 午後3時20分